



消費者教育NPO法人
お金の学校
くまもと

消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第14号 2009年 7月発行

〒862-0950 熊本市水前寺2-21-19-2F水前寺NPOハウス TEL・FAX 096-384-4453

<http://www.7a.biglobe.ne.jp/~ngaku/> gakkou@sat.bbiq.jp 発行責任者 徳村美佳

『ノブレス・オブリージュ』(noblesse oblige)

代表 徳村美佳

最近、とてもおもしろい経験をしました。ある行政担当課との話し合いの中で、行政が考えた事業計画に関して、問題点を指摘するとともに改善点について提案をしました。その際、担当課のトップの職員から、「行政の施策についての責任は、行政にある。余計な心配は無用」と言われました。こちらは、責任の所在ではなく税金の使われ方の心配をしたのですが……。別の担当課との打ち合わせの中では、トップの職員から、こう説明を受けました。「行政は縦割りの弊害があり、枠の中でしか物事を考えることができません。どうか、多いにその枠を壊すような提案をしてください。」同じ行政という機関で働き、同じ管理職に位置するこの二人の違いは、なんなのでしょう。

これまた最近のことですが、読んだ本の中に次のような記述がありました。「エリートが個人の生活のみに埋没し、それ以上の大きな目標をもたなければ、いったい誰がこの社会を支えていくのか」(「東大国語」入試で鍛える! 斎藤孝の読むチカラ 斎藤孝 56~57頁 宝島社)。このような考え方を *noblesse oblige* といい(フランス語で「高貴な義務」「選ばれた者の重い使命」の意味)、一般的に、財産、権力、社会的保持には責任が伴うことを指すそうです。

では、「東大国語」の中にあつた問題文を紹介します。金子みすずの詩を引用したこの設問のねらいは、なんでしょう。

もし、わたしが消費者相談員の採用者だったら、こういう試験をやってみたいなあとと思います(自分がこの問題を解けるかは、高~い棚のえにのっけて、すごく上から目線です。お許してください)。

ヒントは、次の記述です。「就職試験で問われるは、基本的に知識かビジネス上の基礎能力です。純粋に感性を問われ、評価されることはないでしょう」(前掲 斎藤孝 61頁)

一九八五年度 文理共通 第二問
次の二つの詩は同じ作者の作品である。二つの詩に共通している作者の見方・感じ方について、各自の感想を一六〇字以上二〇〇字以内で記せ。(句読点も一字として数える。)

積もつた雪
大漁

上の雪
さむかるな。
つめたい月がさしていて。
朝焼け小焼けだ
大漁だ
大羽鯛の
大漁だ

下の雪
重かるな。
何百人ものせていて。
浜は祭りの
ようだけど
海のなかでは
何万の
鯛のとむらい
するだらう。

中の雪
さみしかるな。
空も地面もみえないで。

今秋にも消費者庁が発足！

—問われるる実行力ある組織—

1 歴史的な大転換

消費者庁と消費者委員会設置法案など3法律が5月29日、国会で全会一致の賛成により成立し、ようやく消費者行政を統一的に推進する官庁ができることが決まった。

消費者行政はこれまで、戦後60数年間、一貫して産業優先、経済至上主義の政策がとられてきており、消費者行政の大半は、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土省、金融庁などの産業育成を主な目的とする官庁が、法令で権限を持つ範囲において、言わば片手間で取り扱うにとどまっており、消費者の利益は付随的に保護されてきたに過ぎないと言える。消費者庁の特徴は、次のとおりである。

- ・消費者被害に関する情報をすべて集約し、調査・分析し、消費者に情報を提供する。特に生命や身体に重大な損害を及ぼす事故については、情報をすばやく集め、公表することで被害が広がらないようにする。
- ・集める情報は法令の範囲に限定せず、すべての消費者被害が対象である。
- ・関係省庁に対して勧告権限を持つ。
- ・カバーする法令が存在しない「すき間事案」に当たる重大事故は、消費者庁が事業者に対する勧告・命令ができる。緊急性があれば、商品の譲渡禁止命令、回収命令(リコール)をする権限を持つ。

消費者庁の設置は、わが国の消費者行政の歴史的な大転換である。

2 なぜ、消費者庁？

一元的な法律と組織がなぜ必要だったのか。それは、法律と組織が縦割りであったため、その「はざ間」に発生した被害が放置され、官庁が情報をつかんでいるのに被害が広がってしまうケースが頻発したからである。代表的な事案には、次のものがある。

・瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死事故

死亡事故があったのに、メーカーは注意喚起もリコールもせずに放置、行政も事故を把握しながら、情報の収集や提供、メーカーへの指示をせずに放置、その為その後も死亡事故が相次いだ。

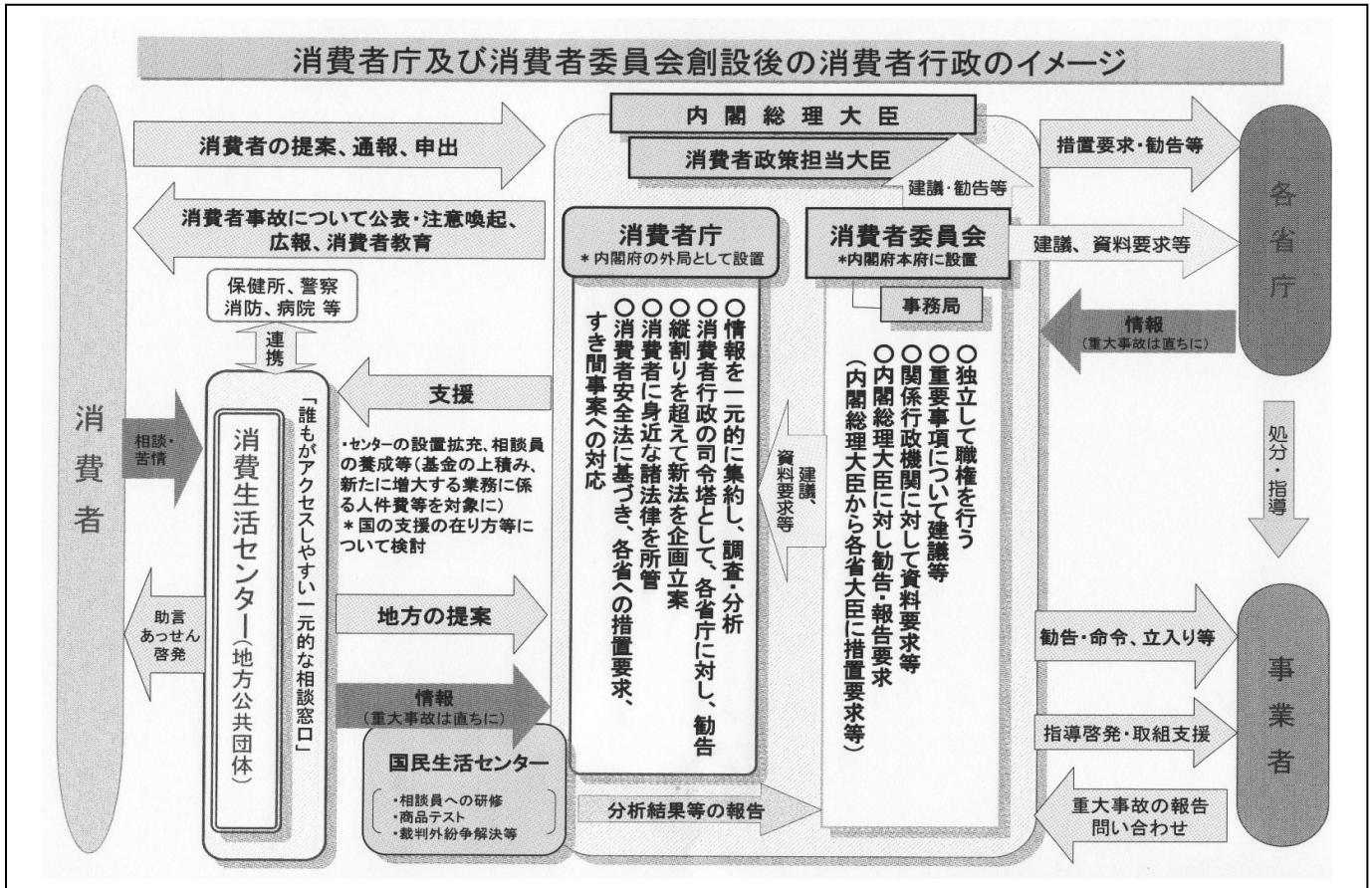
・こんにやくゼリーによる死亡事故

一口サイズのこんにやくゼリーをのどに詰まらせて幼児や高齢者が死亡する事故は、食品衛生法とJAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)のはざ間の事故である。厚生労働省、農林水産省はいずれも情報をつかみながらも何もしなかった。

縦割り行政による弊害は、以前から衣食住の生活全般、表示・安全・取引などのすべての分野で問題となっていたものである。

3 消費者庁の任務と役割

消費者庁の任務は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現にむけて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行なうこと」である。消費者庁は内閣府の外局として、消費者庁長官が置かれることになる。



4 今後の課題

消費者庁と消費者委員会設置関連法に関しては、衆議院で23項目、参議院で34項目の付帯決議がされており、附帯決議の多さは残された課題の大きさを象徴している。また、相談窓口を含む消費生活センターを整備、強化することが不可欠である。県庁所在地でない市町村の多くには、まだ窓口がなかったり、あっても相談の受付が月に数回にとどまるなど、未整備である。さらに、各地の消費生活センターでは、相談員のほとんどが低所得、短期雇用の非常勤職員で、契約が更新されず3～5年で契約を打ち切る「雇い止め」もあり、通勤手当がない等、相談員は「官製ワーキングプア」の典型とも言われている。

相談員の待遇改善を始めとする地方行政の充実・強化に消費者庁の実行性が懸っているといっても過言ではない。

《「週間エコノミスト」09.6.23号「重大事故の続発で消費者庁誕生、実行力のある組織となれ」村千鶴子(東京経済大学現代法学部教授・弁護士)、インターネット解説委員室ブログ、NHKブログ視点・論点「消費者庁の課題」参照》

「消費生活相談員に携わって、11年目に思うこと…」

消費生活アドバイザー 鶴 なつ子

◆消費生活センターから女性センターへ

私は熊本県消費生活センター(以下、消費生活センター)に5年余り在籍し、その後、熊本市女性センター(以下、女性センター)で4年間相談業務に就いてきました。消費生活センターでは、あらゆる情報や法律を駆使して相談者の抱えている問題解決を目指します。その目まぐるしさは始めのうちは快感でしたが、時が経つにつれて漠然とした疑問が膨らんできました。その疑問が何なのかを掴めないまま消費生活センターの雇用期間が終わりました。

その後、女性センターで相談員を募集していることを知り、そこに行けば自分がこれまで抱えていた疑問に対する何かが判明するような気がして応募しました。幸いにも採用されることになりました。女性センターに行き始めの頃は、消費生活センターを経験してきたことから周りからは「畑違い」という目で見られていたようですし、私自身、消費生活センターで働いていた頃の癖が出て、ついつい相談者の状況を聞きだす体制になってしまい、話の流れが旨く行かず、相談者の話をじつと聴くことの大切さを学ばされました。

女性センターでの相談内容は、個人間のトラブルが大部分でした。DVやモラルハラスメントの場合は、その場を離れる事ができれば再出発を切り出せるので、相談員として寄り添うにもある程度の方向性を持つことができます。

私が戸惑いを感じたのは、親子間のトラブルでした。成人した子供から親への憎しみと溺愛が入り混じった重たい内容の相談でした。2～3年たった頃に何となく次々と本を読み漁っている内にふと、或る事に気づきました。DVの加害者(こうした表現が当時相談現場では使われていました)を敵のように捉えて被害者に寄り添っているけれども、DVの加害者はかつては抑圧の被害者であった可能性が高いという事が私の意識裡に鮮明に浮かび上がってきました。子供の問題、女性の問題と別個の枠組みで整理されていたはずなのに、私の意識の中で攪拌されて一つになりました。その頃、女性センターの図書室でたぐり寄せられるようにある心理学者に辿りつきました。「そうだ！私はこれを知りたかったのだ」と心の中で叫んでしまいました。

壮絶な心の傷を負った人でも正真な治療を受ければ、快復し、その人らしく生き直せた症例が数多くあることも知りました。その事を教えてくれたのはDr, アリス・ミラーです。Dr, アリス・ミラーのどの言葉にも人間の心理が反映されていると思います。一部を紹介します。「(自分が)愛されない子供であるという端的な事実は耐え難い。だから虐待や殺されかかった事(無視された事も)は記憶から追い出される」《()の部分は筆者が加筆》

別の角度から見ると周りの人々から受け入れられて育った人間は、自分を受け入れる事ができるから、「これでよし！」という事と不快なことの区別がついて、自分を基準に物事を考え判断することができます。

◆再び消費生活センターへ

今年の4月から再び、消費生活センターに席を置いて相談業務についていますが、相談件数は以前と比べて減少しています。一方、女性センター系列では相談件数は増え続けているようです。両者の相談の特性は、異なっているように見えますが、「人間とは」という視点で見ると底辺で共通したものがあのように思えます。今後の相談のあり方を考える際には、総合的視野で検討する必要性があるのではという気がします。その意味でもう少し相談現場に居たいなあと思っている昨今です。

〈ウッチーのちょっと小耳に〉

不況が原因という「離活」ブームの深層

なんとか結婚したい未婚の男女が相手探しに奔走する「婚活(こんかつ、結婚活動)」が、最近、流行語になったと感じていた矢先、今度は「離活(りかつ、離婚活動)」という言葉が世間の注目

今後は離婚のかたちも変わっていくだろう。たとえば離婚の危機に陥る原因の一つに男性の浮気がある。これに対し、従来は”戻ってきたら勘弁する”と考える女性が多かった。女性にとってはその方が経済的に「まし」だったからである。しかし、今度は”戻ってきても勘弁しない”女性が離婚を決意するケースが増えるのかもしれない。勘弁しても意味がない

事務局だより

◆活動日誌

- ・ 5月30日（土） 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと（NPO活動紹介）
- ・ 6月20日（土） 多良木町立第3保育園 4・5歳児 保護者・職員

◆今後の予定

- ・ 7月28日（火）一般社団法人 奈良県消費生活相談員連絡会研修センター（消費者行政活性化基金事業）「消費生活相談員養成研修」
- ・ 7月30日（木）ホームレス自立支援施設「笹島寮」名古屋市 視察
- ・ 7月13日（月）熊本市立河内中学校
- ・ 9月13日（日）宇土市教育委員会生涯学習課 県民カレッジ子育て講演会

編集後記

今号の編集には携わっていないのですが、この場をかりて自己紹介させていただきます。熊本学園大学の経済学部3年、岩下真志穂と申します。5月頃から「お金の学校くまもと」の活動には参加しているのですが、きっかけは大学のゼミの先生からの紹介でした。

私は大学では行動経済学という分野を研究しているのですが、これは現行の「経済学」が取りこぼしてしまっている人間の心理に焦点を当てている点で多重債務者問題とも絡んでいると考えています。どちらもとても興味深いです。そういうわけでゼミの先生から徳村さんのお話をうかがったその場で電話をかけ、実際に講演を聴き、今に至ります。多くのことを吸収できるところだと思っています。よろしくお願いします。（岩下）

福田前総理の肝いりであった「消費者庁」の発足が本決まりとなりましたので、ポイントをレポートしました。貴重な原稿をご寄稿いただきました鶴なつ子さん有難うございました。今号より新しい編集委員を迎えることが出来ました。校正作業から参加いただきました。若い人の感覚が誌面に反映できることを期待しています。（内田）